

甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事基本仕様書

1 目的

当該地区の江の川は水鳥や魚の観察のほか、学校の「環境学習の場」として利用されており、地域の子どもたちや住民に親しまれてきた場所である。子どもたちの環境学習の更なる向上と水辺空間の安全・安心な利用を図るため、水辺の楽校（河川敷を利用した公園）の整備が行われている。

本事業では、五龍山、江の川、本村川等の周辺景観と調和した東屋及び屋外時計を設置することにより、河川で環境学習を行う小学生等や水辺での行楽の際の休憩場所及び地域の住民の憩いの空間を提供することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

（安芸高田市議会の議決をもって、工期末を平成30年5月18日（金）に変更を予定している）

なお、現在、当該地においては国交省により水辺の楽校整備（駐車場設置、法面整形、芝張り等）を行っている都合上、3月上旬からの施工となる。

3 事業概要

安芸高田市甲田町上甲立字表平 甲田地区水辺の楽校内に東屋及び屋外時計を設置する。設置にあたってはプロポーザル方式により、設計・施工を一体的に行う。

4 東屋及び屋外時計の設置場所

別添資料①のとおり

安芸高田市甲田町上甲立字表平1878番7、同所1878番16、同所1878番1、同所1878番11のうち任意の場所。隣接する1878番6は民間からの借地のため設置できない。

5 東屋の設置

- (1) 日除け及び雨除けスペースとして10人程度が入れる広さを確保すること。
- (2) 来訪者が座って休憩できる場所として椅子若しくはベンチを設置すること。
- (3) 雨天時等に休憩スペースがぬかるまないようコンクリート土間打ちを行うこと。
- (4) 周辺景観を考慮し、風合いや色調が合ったものとする。

6 屋外時計の設置

- (1) 公園からも河川からも盤面が見えるよう多面文字盤を設置すること。

- (2) 駆動方式はソーラー式で、時刻誤差を自動修正する機能を併せ持つこと。

7 成果物の提出（完成図書）

以下について、紙媒体で1部、データをJWW形式又はSFC形式、及びPDF形式で作成し、これを保存した電子媒体を1部提出すること。

- (1) 実施結果報告書
- (2) 施設の材質、色、部材、素材
- (3) 完成写真（複数角度から撮影すること）
- (4) 工事関係図書（工事報告書等）
- (5) 製作図面一式（位置図、平面図、立面図、配置図、構造図、仕上表）
- (6) 設計計算書、数量計算書、採用単価調書（見積書含む）、工事内訳書

8 前払金

前払金は、安芸高田市建設工事執行規則第45条により、請負代金額が130万円以上の場合で、保証契約の証書を寄託し、請負代金額の4/10を請求することができる。

9 留意事項

- (1) 本事業で知り得た情報は、管理・保管を行い、外部への漏えいに十分注意すること。
なお、安芸高田市が提供する写真・資料等の仕様は、本企画提案及び本事業の目的のみに限ることとし、安芸高田市の許可なく複製し、また公表することはできない。
- (2) 事業の実施にあたり、疑義が生じた場合、事前に安芸高田市と十分に協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を安芸高田市に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- (3) 事業遂行に必要となる一切の経費は、事業者が負担すること。事業者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2項第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に安芸高田市に無償で譲渡するものとする。
- (4) 安芸高田市は成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を事業者の確認を経たうえで、自由に公表することができる。
- (5) 事業者は、成果物が著作物に該当する場合において、安芸高田市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変する時は、その改変に同意する。また、安芸高田市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を事業者の確認を経たうえで自由に改変することができる。
- (6) 事業者は成果物（事業を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、安芸高田市が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、

また、公表することができる。